

米原市スポーツボランティア“マイボラ”登録制度実施要項

(目的)

第1条 米原市スポーツボランティア“マイボラ”登録制度（以下「マイボラ制度」という。）は、市の生涯スポーツを推進するため、「するスポーツ、みるスポーツ」に新たに「支えるスポーツ」として、スポーツボランティア活動に熱意を持つ人材の確保および継続的な活動の促進などマンパワーの充実を目的とする。

(活動内容)

第2条 米原市は、スポーツボランティア活動として、次の事業を実施する。

- (1) 米原市や米原市教育委員会が主催または後援等のスポーツ行事の運営サポート
- (2) スポーツボランティアに登録した者（以下「登録者」という。）へのスポーツボランティア募集情報およびその他関連情報の提供
- (3) その他スポーツボランティアに必要な事業

(ボランティア登録等)

第3条 スポーツボランティアに登録できる者は、米原市内在住、在勤、在学、来訪等米原市と関わりのある15歳以上（中学生は除く）とする。

- 2 スポーツボランティアの活動報酬はなく、交通費も自己負担とする。ただし、活動中の傷害保険は、スポーツ行事主催者において加入する。
- 3 スポーツボランティアに登録を希望する者は、マイボラ登録申込書（様式1）により、申し込むものとする。登録した情報に変更があった場合も、様式1を用いる。
- 4 登録の抹消を希望する登録者は、マイボラ登録抹消申出書（様式2）により申し出るものとする。
- 5 米原市は、登録者の個人情報を厳重に管理し、当該情報を次に掲げる目的以外に使用してはならない。
 - (1) スポーツボランティア活動に関する開催通知、関連資料の発送
 - (2) スポーツボランティア活動を円滑に行うことを目的とする関連情報の通知
 - (3) スポーツボランティア活動参加者へのサービス向上を目的とする関連情報の通知
 - (4) その他米原市がスポーツボランティア活動に有効と判断する情報の提供
- 6 登録を抹消した者の個人情報は、第三者に流用されることのないよう厳重に確認の上、即時消去しなければならない。

(事務)

第4条 マイボラ制度に係る事務は、米原市教育委員会事務局教育部スポーツ推進課にて行う。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、マイボラ制度に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この要項は、令和元年7月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。